平成２３年（フ）第４８号
静岡県藤枝市志太５丁目７番13号　Ｓｕｒｐｌｕｓ志太201号
債務者　松屋　智久
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県藤枝市高岡２丁目３番12号
債務者　出口　光昭
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
静岡市清水区本町５番15号
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
静岡市葵区北2488番地　羽高団地５―154号
債務者　萩原三千子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０５３号
東京都大田区東蒲田１丁目６－５―101
債務者　大塚　貞義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８５号
東京都江戸川区宇喜田町189―３―404
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６号
東京都町田市成瀬1152―２　都営成瀬８―103
債務者　大久保あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６号
静岡市駿河区鎌田433番地の７　ＨＩＳＭＩＳ13―101号室、旧住所静岡県富士市西柏原新田267番地の９
債務者　榎本　佳代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
静岡市葵区建穂２丁目５番20号　グランツ201号
債務者　朝原　伸之
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
愛知県岡崎市鴨田町所屋敷１―１　鴨田荘13号室、住民票上の住所愛知県岡崎市岡町字真弓４番地
債務者　安藤　功二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
静岡県磐田市水堀328番地
債務者　浅井　祥子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１５号
群馬県桐生市広沢町５丁目1296番地の12
破産者　株式会社森田屋
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０５号
栃木県足利市山川町79番地３
破産者　有限会社藤田製作所
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３８９号
さいたま市見沼区小深作738番地２、商業登記簿上の本店所在地さいたま市見沼区深作１丁目３－１
破産者　有限会社ビルドテック
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０２号
さいたま市緑区大字大崎1974番地
破産者　有限会社大崎設備解体工業
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番５号
破産者　有限会社スパンキー
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１０号
さいたま市南区別所６丁目17番８号601
破産者　株式会社タスククリエーション
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係